

平成27年5月29日

千葉県京葉地区・東葛地区・千葉地区・北総地区・市原地区及び南房地区に係るタクシー事業適正化・活性化協議会の合同開催について

平成26年1月27日に施行された「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（平成25年法律第83号）に基づき、千葉県京葉地区・東葛地区・千葉地区・北総地区・市原地区及び南房地区におけるタクシー事業適正化・活性化協議会を下記のとおり合同開催することとなりましたのでお知らせします。

なお、新たに協議会の構成員として参画したい方は、開催日の30日前（6月16日・火曜日）までに下記の問い合わせ先へお申し出ください。

記

1. 日時 平成27年7月15日（水）14：00
2. 場所 アパホテル&リゾート東京ベイ幕張 東京ベイ幕張ホール
千葉県美浜区ひび野2-3
3. 予定している議題 (1) 設置要綱の一部改定について
(2) 準特定地域計画の一部改定について
(3) その他

【問い合わせ先】

京葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会
東葛地区タクシー事業適正化・活性化協議会
千葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会
北総地区タクシー事業適正化・活性化協議会
市原地区タクシー事業適正化・活性化協議会
南房地区タクシー事業適正化・活性化協議会

《事務局》

一般社団法人千葉県タクシー協会 土屋、田中、竹門
電話 043-243-2460